

# 基本方針検討会（仮称）の設置について（案）

## 1 目的

基本方針検討会（仮称）を設けて，新司法試験における問題作成及び採点並びに合格者の判定に関する諸問題について検討し，検討の経過及び結果を新司法試験考査委員会議に報告する。

## 2 構成

- (1) 新司法試験考査委員のうち，必須科目については各単位法 2 名（主査 1 名，幹事 1 名），選択科目については各科目 2 名（主査 1 名，幹事 1 名）をもって構成する。
- (2) 検討に当たっては，適宜，分科会（必須科目，選択科目）を設けることができる。

